明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律（三六）　四
○金融商品取引法の一部を改正する法律（三七）　七
○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（三八）　一五

〔条　約〕
○生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（一〇）　一七
○違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑制し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定（一一）　三七

〔告　示〕
○生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の日本国による受諾に関する件（**外務**一七七）　五九
○違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定への日本国の加入に関する件（**同**一七八）　五九
○平成二十九年度学校図書館司書教諭講習実施要領（**文部科学**七七）　六〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六三
特殊法人等
企業年金基金設立関係　六七
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、公示送達関係　六九
会社その他
会社決算公告　八一

本号で公布された法令のあらまし

◇地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律（法律第三六号）（総務省）

一　地方公共団体情報システム機構法の一部改正関係

1　機構の代表者会議による理事長に対する是正措置命令について、法令・定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときに行うことができるものとした。（第九条第三項関係）

2　機構の役員の解任事由について、職務に係る義務の違反等も含ませるため、組織法たる機構法等違反・定款違反としているものを、「職務上の義務違反」に改めることとした。（第一六条第二項関係）

3　機構の業務方法書の記載事項として、内部統制（職務の執行が法令・定款に適合し、適正に行われることを確保するための体制の整備）に関する事項を明記することとした。（第二三条第二項関係）

4　機構に、機構処理事務特定個人情報等の保護に関する事項の調査審議等を行う機構処理事務特定個人情報等保護委員会を設置することとした。（第二七条関係）

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正関係

1　機構処理事務の適正な実施を確保するため、機構に対し、機構処理事務の実施の準則となる機構処理事務管理規程の制定を義務付けることとした。また、機構処理事務管理規程の制定・変更については、総務大臣の認可を要するものとし、総務大臣による変更命令の規定を設けることとした。（第四一条の二関係）

2　機構に対し、機構処理事務特定個人情報等の安全を確保する措置を講ずることを義務付けることとした。（第四一条の三関係）

3　機構処理事務の適正な実施を確保するため、機構に対し、機構処理事務の実施の準則となる機構処理事務管理規程の制定を義務付けるとともに、機構処理事務の実施に関し、総務大臣の機構に対する監督命令並びに報告要求及び立入検査の規定を設けることとした。また、帳簿の備付け等並びに報告要求及び立入検査に関し、不履行等があった場合における罰則の規定を設けることとした。（第四一条の四～第四一条の七及び第五八条の二関係）

三　住民基本台帳法の一部改正関係

機構保存本人確認情報を利用することができる機構処理事務の範囲を拡大することとした。（第三〇条の一五第四項関係）

四　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすることとした。

◇金融商品取引法の一部を改正する法律（法律第三七号）（金融庁）

1　株式等の高速取引に関する法制の整備

㈠　登録制の導入

(1)　「高速取引行為」の定義を定めることとした。（第二条関係）

(2)　高速取引行為を行う者（金融商品取引業として高速取引行為を行う金融商品取引業者等を除く。）は、内閣総理大臣の登録を受けなければならないこととし、高速取引行為に係る業務の内容及び方法を記載した書類の提出、登録拒否事由その他の登録手続に関する規定を整備することとした。（第六六条の五〇～第六六条の五四関係）

(3)　高速取引行為者（(2)の登録を受けた者をいう。以下同じ。）について、業務管理体制の整備、禁止行為、業務の運営に関する規制、業務に関する帳簿書類の作成及び保存その他の業務及び経理に関する規定を整備することとした。（第六六条の五五～第六六条の五九関係）

(4)　高速取引行為に係る業務開始の届出、高速取引行為者に対する報告徴取及び検査、業務改善命令、業務停止命令、登録取消しその他の監督に関する規定を整備することとした。（第六六条の六〇～第六六条の六七関係）